

河合町議会会議録

平成25年 9月11日 開会

河合町議会

平成25年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （9月11日）

| | |
|--------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○出席説明員 | 1 |
| ○議会事務局出席者 | 2 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○一般質問 | 3 |
| 中 尾 伊佐男 | 3 |
| 森 尾 和 正 | 6 |
| 馬 場 千恵子 | 15 |
| 西 村 潔 | 23 |
| 吉 村 幸 訓 | 36 |
| 池 原 真智子 | 48 |
| ○散会の宣告 | 58 |
| ○署名議員 | 59 |

平成 2 5 年 9 月 1 1 日 (水曜日)

(第 2 号)

平成25年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成25年9月11日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 馬場千恵子 | 2番 | 杵本光清 |
| 3番 | 吉村幸訓 | 4番 | 岡田康則 |
| 5番 | 森尾和正 | 6番 | 池原真智子 |
| 7番 | 西村 潔 | 8番 | 疋田俊文 |
| 9番 | 谷本昌弘 | 10番 | 中尾伊佐男 |
| 11番 | 岡井誠也 | 12番 | □井賢治 |
| 13番 | 弓戸 猛 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|----------------|------|--------------|------|
| 町 長 | 岡井康德 | 副町長 | 藤岡和成 |
| 教育長 | 竹林信也 | 総務部長 | 竹田裕昭 |
| 福祉部長 | 中尾博幸 | 住民生活部長 | 梅本英則 |
| まちづくり 推進部長 | 東 正次 | 教育部長 | 井筒 匠 |
| 総務部次長 | 澤井昭仁 | 総務部次長 | 福井敏夫 |
| まちづくり 推進部次長 | 堀内伸浩 | 総務課長 | 木村光弘 |
| 税務課長 | 岡田昌浩 | 安心安全 推進課長 | 森嶋雅也 |
| 住民福祉課長 | 大西孝幸 | 福祉政策課長 | 杉本正範 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 社会福祉協議会課長 | 上村 豊 | 保健スポーツ課長 | 門口 光男 |
| 住民生活課長 | 西浦 清繁 | 環境衛生課長 | 大平 謙治 |
| 都市整備課長 | 中山 雅至 | 地域活性課長 | 山本 孝典 |
| 上下水道課長 | 石田 英毅 | 教育総務課長 | 御興 善弘 |
| 生涯学習課長 | 上村 欣也 | | |

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 増田 善紀 | 主事 | 堀内 一憲 |
|----|-------|----|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

平成25年度第3回定例会を再開いたします。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許可します。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（谷本昌弘） 1番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上、質問願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） 通告書に基づいて質問します。

まちの財政健全化に向けて、議員削減の見直しを考えると私だと思います。

まちの財政難は、議会にも責任があると思います。行政へのチェックの甘さもありました。厳しさにも、私も含めて欠けていました。まちの財政難の借金を減らすときに、議員削減を見直す、考える時期だと私は思います。

そのかわりに、行政も来年度の予算を立てるとき、そのときには経費の無駄を考慮して、十分に見直しをしていただきたい。来年度の予算は、より一層慎重に、重みがある予算を立ててください。議会も住民の皆さんが納得できる予算を立ててください。願います。

今、財政健全化に向けて、活気ある河合のまちづくりを目指して行政は頑張っています。

頑張る姿勢を住民の皆さんに示すことも大きいと思います。行政と議会で一体となって協議をすることが大変必要と思います。互いに知恵と工夫を出し合って、河合のまちを誇れるまちになすことが大事だと思います。

やる気を出せば、河合のまちにも夢があります。私も、3月議会と6月議会にも質問しました。近鉄駅の3駅前周辺の開発と活性化を図ること。人口増を考えて、住宅地の環境づくりも大事です。西名阪道路法隆寺インター周辺、東西を走る天理・王寺線、川合・上牧線、南北を走る大和高田・斑鳩線の隣接地に商工業の誘致、農業の育成等を質問しました。

再度、質問します。

河合のまちに人が行き交う活気ある魅力ある河合のまち、心の田舎と呼ばれるように、早急にできる事業を進めていただきたい。財政健全化に向けて、つなぐことも必要だと考えます。回答をよろしくお願いします。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） それでは、私のほうから、議員のご質問にございました経費の無駄を省くということでお答えさせていただきます。

本町、平成17年度以降、健全化計画に基づき行財政の健全化、努めております。その中で、当然限られた財源でございます。それを、本当に必要な事業、これに充当することを念頭に置き、予算編成等行ってまいりました。

今後におきましても、予算編成あるいは予算の執行段階におきましても、健全化計画の取り組みの事項、これを含めまして、事業の廃止、縮小等含めた検討を行ってまいります。さらに、全ての事業につきまして、コスト意識を持った効率的な事業予算の執行、これを徹底してまいります。

それともう1点、既存の公共施設、これにつきまして、住民のニーズあるいは施設の利用状況、あるいは施設の受益者負担の状況など、おのこの施設の現状、これを分析し、例えば利用度が低くなっている施設につきましては活性化策を実施するなど、施設の存続あるいは廃止処分等、これらも視野に入れて、今後の方針等、再度検討してまいります。

まず、職員による検討組織で原案を作成いたしまして、議会あるいは住民の皆様のご意見をお伺いした上で方針を定め、その結果を次年度以降の予算、反映してまいりたいと考えております。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○議長（谷本昌弘） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 私のほうからは、近鉄3駅前の活性化、幹線道路周辺の商工業の誘致についてお答えさせていただきます。

駅及び幹線道路の周辺の活性化は、まちづくりを進めていく上では非常に重要であると考えております。

現在、県事業として進められております天理・王寺線の先線につきましても、その沿線区域について、次回都市計画区域の見直しにおいては、住宅や商業施設、教育、研究施設など、積極的に活用できる都市計画区域とすることが重要であると考えております。

ただ、以前にも回答させていただいておりますように、都市計画の見直しは町単独でできるものではなく、また現在の社会情勢から、思うような用途への変更は簡単ではありません。しかしながら、見直しに向けて課題等も整理し、その解消に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、駅周辺を含めた市街化区域内の土地についても、無秩序な開発は極力抑制し、住居系、商業系、教育系と明確な土地利用を定め、良好な市街地形成に努めるとともに、現在も未活用となっている市街化区域内の未利用空間地につきましても、その活用について、関係機関、関係課と協議検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） まだ福祉関係を聞いておりません。回答よろしく。

（「ちょっと待機して」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） はい。福祉関係ということですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 財政の健全化ということで、福祉部門のご質問をいただいたという

ふうに思います。

福祉施策につきましては、議員皆様もご存じのように、町一般財源、それから特別会計を含めまして、約半分の予算を執行しておるという状況でございます。

これにつきまして、今年の3月ぐらいから、近隣町村の状況も含めまして調査をしてまいりました。その中で、河合町のいわゆる福祉行政、保健福祉行政ですけれども、他と比べまして、例えば進んでいる部分、例えばもう少し拡大しなければならない部分等検討してまいりました。その答えを、今、まとめております。

そういう中で、近隣町の中で進めなきゃならない部分につきましては、福祉部全体で協議いたしまして、拡大、それから新規事業、それから縮小・廃止事業を現在検討している状況でございます。これに基づきまして、財政の健全化に向けまして、次年度以降の予算に反映してまいりたいというふうに考えております。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 行政は、慎重に事業を検討することも必要だと思います。また、早急にできる事業を進めることも必要だと思います。

この前のオリンピックの、2020年の東京で開催が決定しました。経済効果も、多少よい方向に河合町も流れることと思います。そのことにおいて、河合町も事業のスピード化を進めてください。また、河合のまちを、夢が進んでくることを願います。

来年度の予算は、慎重に、なおかつ無駄がないように、福祉もまちづくりも財政も含めて、皆さん、よろしく願います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これにて中尾伊佐男議員の質問終結いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（谷本昌弘） 2番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 通告書に基づいて質問いたします。

1番、飲酒運転に対する町の対応について。

去る8月2日、河合町の職員が、酒を飲んで車を運転した疑いで現行犯逮捕されました。警察官がパトロール中に道路をふらつきながら走っている車を発見し、調べたところ、容疑者からアルコールが検出されたということです。警察の調べに対して容疑者は、焼酎を飲み、運転をしたと容疑を認めているとのこと。

なお、職員の逮捕を受けて、河合町の副町長は、町民の皆様には心からおわびを申し上げます、この職員については厳正に対処をしますとコメントを発表されています。

この事件に対して、多くの住民はあきれいています。ある住民は、飲酒運転に対して、トップが甘いからこのような事件が起こるのではないかと、河合町の恥だと言っています。イメージキャラクターのすな丸君が、泥をかけられた泥丸君になったような気持ちでした。

議会と行政は車の両輪です。議員全員協議会を開催して、事件の説明をしてほしかったです。

飲酒運転は重大な犯罪です。お酒を飲んで運転すると、車は走る凶器に変貌します。もちろん、許されない犯罪ですから、飲酒運転には重い刑罰が科せられます。死亡事故など、飲酒運転で大きな事故を起こしてしまうと、事故の被害者やその家族の人生が取り返しのつかないものになってしまうだけでなく、加害者の一生も台なしにしてしまいます。

福岡県の飲酒運転の事故以来、民間企業では、飲酒運転をした社員や職員には、原則として即座に懲戒解雇、懲戒免職とするところが多くなっています。業種、職種及び勤務時間内、勤務時間外であるかを問わず、解雇や免職の対象とするところが多くなっています。

僕は、奈良県交通災害遺族会の副会長をしています。遺族の中には、飲酒運転で親を亡くした遺児がたくさんいます。河合町にもたくさんいます。ある4歳の女の子は、お母さんを交通事故で亡くしました。それで葬式が終わって、やっぱり焼き場へ行って、4歳の子は何にもまだわからん状態なのに、焼き場で燃やして、もう骨だけになりますね、お骨拾いして、その状況を見て、家へ帰ってきて、みんなに言いふらしてるんです。お母さんは交通事故で死んで骸骨になって帰ってきましたと言っていました。

交通遺児の中には、町長のお孫さんのように2歳ぐらいの子供もたくさんいます。

奈良県交通災害遺族会は、公であるこの職員のこの事件を注目しています。もちろん、きょうの町の飲酒運転に対する答弁や姿勢にも関心を持っています。

このような交通遺児をつくらないためにも、この事件の詳しい状況と副町長の述べられた

厳正なる対処を教えてください。

また、二度とこのような事件は起こさないという再発防止策をお答えください。

最後に、町職員さんにとって、職業人生の成果とは、高い専門性と熱意を持って町民のためによりよい行政サービスを提供することだと思います。町職員さんたちの仕事は、大変誇らしく、やりがいのあるものですから、町民からの信頼なくして仕事は成り立たず、その信頼が失われれば、不祥事が起きた職場のみならず、町役場全体で誇りや情熱を発揮することが難しくなります。また、よりよい仕事をするには、家族、友人、職場の上司、同僚などさまざまな人の支えが欠かせませんが、不祥事を起こせば、支えてくれた多くの大切な人を傷つけることとなります。

このため、町職員の一人一人が、河合町職員であることに誇りを持って、町民のために職務に邁進し、充実したすばらしい職業人生を送るために、そして大切な人を守るためにも、町職員みずからが職員としての原点をつくり、定期的に振り返ることが大切だと思います。

2番、小中学校の教育について。

学ぶ意欲を育む環境には、学習教材などの物的環境、教師や友達などの人的環境があります。

中でも、教師は子供にとって重要な人的環境です。子供が、先生は自分のよいところを見ている、温かい目で見守ってくれていると思えることが学ぶ意欲の土台となる安心感につながります。欧米では、教師との良好な人間関係は、教育格差を克服し、子供の学力を高めることに成功しています。

そして、教師が学ぶことの楽しさや意義を感じていなければ、それらを子供に伝えることはできません。教師自身がさまざまなことに好奇心を持ち、学び続ける姿は、子供たちのお手本となります。

また、子供相互の人間関係にも留意して、安心して学べる環境づくりを進めていくことも大切です。

授業を進める上で、学習のルールを決めていくことは大変重要ですが、しかしルールや型を強調し過ぎると、子供がみずから考えようとしなくなり、学ぶ意欲が低下してしまうことがあります。やってみたい、こう学びたいなどという欲求を大切にし、課題の与え方や授業形態の組み合わせなどを工夫して、自発的に学ぼうとする雰囲気をつくる必要があると思います。

河合町は、小中学校の生徒数が減少し、学校統廃合特別委員会もつくられました。しかし、

根本的な原因を考えなくてはならないと思います。人数が減って統廃合しても、また統廃合しなくてはなりません。少子化という原因もありますが、近隣の市町村に比べて、教育水準、学力が劣っているということはありませんか。

教育水準の高い市町村に引っ越す家庭が多いという声を耳にします。そのことに対して、どのように考えられておられますか。子供たちの将来は、河合町の教育担当者にかかっています。頑張ろうコールとして、子供たちのために頑張ろう、子供たちのために頑張ろう、頑張ろうという気持ちで、熱意の持った答弁をお願いいたします。

再質問があれば、自席にてさせていただきます。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） このたびの職員の不幸事で、まちの信用を失墜させることになり、町民、議会議員の皆様には深くおわび申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

当然、当該職員に深く反省を促すだけでなく、我々職員全員が襟を正し、失われた信用を回復していきたいと考えております。

ご質問の当該職員が逮捕されたときの状況でございますが、おおむね報道のとおりでございます。

事実関係としてつけ加えますと、飲食店で飲酒し、酒気帯び状態で運転しているところをパトカーに制止され、気が動転し、反射的にそのまま走ってしまったが、みずからの意思で車両を停止させ、その後に逮捕されたという事実です。

これを受け、当該職員には懲戒停職3カ月の処分を下しました。

また、再発防止策でございますけれども、事件発生直後、緊急の部課長会議を開き、臨時職員を含む全職員に非違行為の再発防止を徹底させました。

今後も、機会あるごとに、綱紀の粛正だけでなく、接遇等のレベル向上を徹底指導教養してまいりたいと思います。

なお、13日の金曜日には、西和警察署、交通課長を講師に招きまして、部課長を対象に研修会を実施する予定をしております。

また、上意下達の訓示あるいは通知というだけでなく、職員間で飲酒運転あるいは綱紀の粛正等々を考え、職員が実施するような運動を促してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、2点目のほうの回答をさせていただきます。

小中学校の生徒が減少し、原因として少子化ということがあると、また近隣の市町村に比べて教育水準が劣っているということはありませんかということなんですけれど、まず学校や教育委員会では、学力のみを求めているわけではありませんが、ただ、今年度4月に行われました全国学力調査の結果につきましては、河合町の公立学校の得点は、全国、奈良県の平均よりも上回っております。

また、教育水準の高い市町村に転出する家庭が多いという声を聞かれているようですが、まちのアンケート調査の結果及び厚生労働省の研究機関、人口問題研究所の調査結果では、転出の理由が就職、転勤、結婚などが多く、教育で転出される世帯はほとんどありません。

今後におきましても、引き続き教育委員会として、「豊かな心を持ち、みんなの為に生き生きする人づくり」を教育理念として、教育振興基本計画に基づき、家庭・地域・学校が一体となった教育を実施、実践することで教育の水準を高め、また魅力ある学校づくりを続けていきたいと考えております。

以上です。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 1番目のあれですけど、みずからの意思で停止したと言いますが、いろんなこと、事件とかを僕はいっぱい資料を持ってるんですけど、こういう事件を起こすと、とっさ的に逃げるということが多いんですけど、そういうふうに、もし逃げた場合は公務執行妨害とか悪質な罪も加算されますが、パトカーに制止されて、すぐにとまりましたか。普通は、大体逃げる場合がほとんど、例が多いです。

それと2番目、近隣の市町村では生徒数が増えている学校がありますが、それはご存じですか。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 警察のほうからは、停止命令に従わなかった、逃走という報告は受けておりませんし、警察からのマスコミの報道も同様でございます。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 近隣の生徒数が増えているということで、正確な数字はわかっておりませんが、開発も進んでおって、生徒数も増えている町村もあるというのは聞いております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 飲酒運転は、大体常習者が多いです。たまたま捕まったという場合があります。もしそうであれば、同僚や上司は知っていましたか。

それと、生徒数の増えている市町村の教育方針及び実態とか、調査されていますか。

○総務部次長（澤井昭仁） はい。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 常習者という認識というのは、ちょっと答弁しにくいんですけども、当該職員はお酒を飲むということは、上司は承知してたと思います。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 指導方針につきましては、実態は把握しておりませんが、当然、学習指導要領の中で、文部科学省のほうから出されてる学習指導要領に基づいて指導されているというのは、近隣全て同じだと思っております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 厳正なる処分ですけど、ちょっと僕が聞きにくかったんですけど、僕の調べでは3カ月の停職処分と聞いていますが、世間の常識ではちょっと軽いと思いますが、どう思われますか。

2番、いろいろ教育のことも頑張ってくださいます。ただ、学力だけでは教育はないと思いますが、幾ら我が町が頑張っているとしても、他市町村より教育水準や学力が劣っていれば、生徒は他市町村へ移っていきます。

河合町だけでなく、うちの近隣の市町村からも、ええとこ行くということを目にします。生徒数が減るということは、まちが廃れていきます。さらなるもっと水準、他市町村を抜いて上を目指そうということは思いませんか。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

○副町長（藤岡和成） 処分が軽いのではないかとということでございますけれども、この処分につきましては、身内やから軽くするとか、あるいは見せしめのために重くするとか、そういうものはあってはならないわけでございます。

先ほど次長のほうもお答えしましたように、いわゆる処分というのは、事実確認、それから動機、様態、結果、そういった行為の分析、そして常日ごろの職務に対する勤務態度、その辺も含め、それと町が定める懲戒処分の基準、人事院基準、それとやはりもう一つ忘れてならないのが他自治体の事例、その辺も含めながら、懲罰審査委員会で、1回目公開、2回非公式、2回正式な審査委員会として開催して、本当にいろいろな意見もあったわけでございますけれども、最終的に停職3カ月という判断をさせていただきました。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 生徒減少というのは、学力だけではないというのは、それは確かな話。体力、道徳というふうなこともありますし、教育水準をより高めるといいますが、教育水準については、当然より高くなるのが望ましいと思いますし、今現在については、近隣とさほど相違ないのかなというふうには思っております。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 日本一安心・安全を目指す河合町として、今述べられた再発防止策は、二度とこのような事件は起きないと思われませんか。

また、2番、教育のことですが、父兄とかにアンケートなどで学校教育についての調査などはされていますか。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 私の見解でよろしいですか。

私の決意は、二度と事故は起きないという決意でございます。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 先ほど来、学校あるいは学力ということでご質問をいただいております。

まず、議員もご質問で触れられてますけども、基本、学力ということだけで教育というのは進めていないというご理解はいただいているようでございます。

私も、この頃小中学校へ出向くようにもしてますし、いろんな情報を入れてます。

手元には今ないんですけども、毎年、アンケート調査なるものは実施しておりますし、そういう部分で、学校ごとに目標を定めたり、あるいはそういうアンケートに基づいて、いろいろカリキュラムを組んだりというようなことはしているようでございます。

当然、教育委員会でもそういった話題はしょっちゅう出ておるところでございます。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） もうじき秋の交通安全週間が始まります。

僕も、今月の終わりに、王寺の駅とか生駒の駅とか、あらゆるところで飲酒運転追放のビラ配りをします。町職員さんたちも、皆さん、安心・安全のために配ると思います。住民が飲酒運転しないように配ると思いますが、町職員ももちろん規律をもってせんとあかんと思います。

町職員さんたちから再発防止、さっきちょっと話がありましたけど、そういう具体的な再発防止策の町職員さんからの提案はありませんでしたか。

○総務部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（谷本昌弘） 竹田部長。

○総務部長（竹田裕昭） 飲酒運転、これにつきまして、今後の再発防止策といたしましては、先ほど次長のほうからも言いましたように、上から言うだけではなく、職員がみずから飲酒運転を撲滅するにはどうしたらいいのかいうのを、まず職員みずからが考えて、その意見を取りまとめまして、部次長等で意見を集約いたしまして、河合町の職員として飲酒運転しない、飲酒運転は絶対いけないんだ、こういう形で、今後、飲酒運転がない、行わないよう努力していきたいというふうに考えております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） どんなによい再発防止策をつくっても、すぐにまた事件が起きてるという例が多いです。事件が風化しないように、定期的に職員さんに対してメッセージを出し、職員さんにレポートを、毎月でなくても、提出してもらっているという市町村がありますが、それについてどう思われますか。

それと、昔のことわざに、仕事三分、段取り七分というように、勉強時間は短くても、段取りと集中力が大切です。集中力をつける教育はされていますか。

○総務部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（谷本昌弘） 竹田部長。

○総務部長（竹田裕昭） 定期的にレポートというようなご意見ですけども、先ほど言いましたように、職員がみずからどうしたらいいのかいうのをまず考えまして、町の方針として、職員の方針としていきたいというふうに考えております。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 事その集中力という部分だけ捉えられてるんですけども、学校教育の中で当然そういうものも意識しながら進めてるというご理解をいただきたいなと思います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） この集中力も物すごい大切にね、昔40年ほど前、うちの妹が大阪の天王寺高校に行ってましてね、1年はクラブで頑張っ、2年になったら受験勉強でみんなやめるいうたら、先生が、そんなもん余計あかんようになるわ言っ、時間があったら余計あかんようになるわいうて。

その当時、天王寺高校のラグビー部は物すごく強かって、ラグビー部は2年、3年ぎりぎりまでクラブに頑張っ、家帰ったら9時、晩ご飯も食べんと9時、勉強する時間ちょっとしかありません。ところが、ラグビー部が9人が東大受けたん、全員合格しました。

そやから、学校で何ぼ詰め込み教育してもね、やっぱり集中力があれば、部活して勉強時間がなくなっても、ずっと頭に入って、成績ようなりますので、集中力が大事と思います。

最後に、町職員さん一人一人が仕事に誇りを持ち、飲酒運転をしないということを誓っていただいて、住民の安心・安全のために頑張っ、いただくことを望みます、お願いします。

また、子供たちが河合町の学校へ行きたい、河合町の学校はいいなというように努力していただくことを期待しまして、私の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） これにて森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（谷本昌弘） 3番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） 1番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問いたします。

空き家対策について。

今、全国的に空き家問題が深刻化しています。放火やごみの不法投棄の温床になるなど、近隣の住民は不安な日々を送っています。

2009年の国土交通省の全国的なアンケートによると、空き家の発生で想定される問題例として、1、防災性の低下、倒壊、崩壊、家屋・外壁の落下、火災の発生のおそれ、2番目に防犯性の低下、犯罪の誘発、3番目にごみの不法投棄、4番目に衛生の悪化、悪臭の発生、蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生や集中、5、景観、風景の悪化、6、樹木の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散などを上げています。

町内の空き家の綿密な実態調査及び条例の作成や国の支援制度の適用の検討など、その対策についてお伺いします。

2番目に、認知症が予防できるまちづくりの取り組みについて。

鳥取県の琴浦町、人口2万人、現在は1万8,000人弱だそうですけれども、65歳以上の高齢者の年齢が30%では、認知症が予防できるまちづくりに取り組んでいます。物忘れ相談プログラムでチェックテストを受け、軽度認知障害と診断された人は、週1回、6カ月の予防教室で楽しく脳や体を使った予防プログラムを実践します。その結果、参加者は、参加しなかった人と比べて、認知症の進行を防ぎ、介護保険への移行が約半数と少なく、有効であるとの報告がされています。

認知症患者は、全国で65歳以上の1割前後を占め、今後も急増が見込まれることから、国は認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランが25年度から始まっています。

気づくのが難しい病気と言われている認知症です。初期段階あるいは軽度認知障害を確実に発見できるこの取り組みを河合町でも検討され、生き生きと老後を過ごせるまちづくりを推進されてはどうでしょうか、お考えをお伺いします。

再質問は自席にて行います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目の空き家対策についてお答えをいたします。

少子・高齢化、世帯数と住宅ストックの不均衡などが原因で、全国的に空き家が増加しているのは認識しております。今後、ますます増加が予想される状況ですので、近い将来、何らかの施策を示す必要があるというふうに考えております。

具体的な対応としましては、ここ数年、管理が不十分な空き家に対しまして、住民の皆様から不安の声、具体的な要請なども増加状況にあります。これらの要請につきましては、今年度から、相談を受けた窓口が共通の相談様式をもって対応に当たることとし、その結果を台帳として整理することでデータの蓄積を図り、今後の施策に生かしていきたい、このように考えております。

また、住環境悪化という地域住民に直結する課題でもありますので、実態把握をする意味におきましても、大字・自治会において主体的な取り組みをしていただきたいと考えております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 2点目の認知症が予防できるまちづくりの取り組みについてということでお答えさせていただきます。

認知症予防の取り組みにつきましては、やり方、異なりますけども、二次予防事業の対象高齢者の方を対象に、介護予防教室の中で、運動プログラムと並行して認知症予防プログラムを行っております。

オレンジプランに基づくまちづくりにつきましても、町内にあります認知症グループホームの協力を得まして、認知症啓発会議を24年度から展開しております。

今年度は、医療連携、住民支援、専門職支援、相談支援と4つを柱としまして、認知症体制計画提言書というのを作成して、今後の認知症予防に取り組んでいこうと考えております。

また、グループホームの職員の方は認知症のプロでございます。そのことから、認知症の相談窓口として対応していただけるようにもなりました。

このように、官民協力して、認知症になっても安心して暮らし続けていけるまちづくりを進めていこうと考えております。

ただ、この方法が完成形であるとは考えず、いろんなことを参考にいたしまして、よりよい形へと進化させていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 河合町における空き家の状況ですけれども、空き家って、字のごとく住んでおられない家のことなんですけど、その状態にもさまざまあると思います。管理されている家、管理されていない家、また老朽化についてもどの程度かということもありますので、それぞれ、今、把握されているその空き家について、どの程度綿密に把握されているのか。

また、相談窓口も、台帳として整備していくということなんですけれども、住民が近所に空き家があった場合、例えば落ち葉とか放火とかすごく心配なんですけれども、そういったその掃除とかを住民の方の善意でされてるといことが多くあると思います。そういったことも含めて管理していただく、その管理者のわかっているところには、それなりの指導をしていただいて、管理していただくということも大切かと思えます。

担当課の方からもお答えいただきましたけれども、河合町も、親が住んでいて、亡くなられて空き家になっていった、また子供さんがそこには帰ってこないということで空き家が増えていくということも、当然今後も理解される場所ですけれども、こういった事態はすごく深刻になっています。

前回、森尾議員も同じような質問されたと思いますけども、そのときに、空き家に対する対策といたしまして、増加に対する対策はどうするのか、また、その空き家の活用についてはどうか、これについても、今後、検討されるというふうにお答えされたと思います。

その後、そのような空き家に対する対策をどのようにされていて、どういった改善が進んでいるのかということもあわせてお願いしたいと思います。

河合町では、空き家の中で、管理者がいてる、いていないというような把握が何%ぐらいされているのかということもあわせてお答えください。

それと、窓口ですけれども、1つの課ではなかなか対応し切れない、どこかが窓口にならないといけないということもありますけれども、前は、森尾議員のときは、まちづくりの担当課が答弁されてます。今回は安心安全課のところで答弁いただけてますけれども、それとあわせて、町の財政のところも関係しますし、建築のところも関係しますし、あらゆる課で対応していかないと、この問題は解決していかないというふうに思います。

それで、それぞれの課で委員会のような、対策課のようなものをつくっていただいて、その窓口を一つ決めていただいて対応していただくというふうにしていただけたらいかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

また、老朽化されているところが何件あるのかというのはちょっとわからないんですけども、それについての条例とかが全国的にも進んでいますし、奈良県においても生駒とか奈良とかでもそういった条例が制定されています。河合町でも、そういった条例をつくっていく準備があるのかどうかということもあわせてお願いします。

河合町においては、こういった、例えば空き家を潰して平地にしていくにはお金がかかって、なかなか持ち主もそういったことに踏み切れないという現状もありますので、そういったことに対する支援はどうするのかということもあわせて、一定の展望を持っていかないといけないのではないかとこのように思います。

それと、認知症の予防できるまちづくりですけども、私が知り得た情報で、鳥取の琴浦町ですけども、河合町でも予防のための施策、また認知症になった人が安心して住めるまちづくりというのを、それぞれ担当課のところで進めていただいているということに対しては評価するところですけども、認知症の予防ができるまちづくりの、その琴浦町についてですけども、この琴浦町については、鳥取の医学部の浦上教授という方が協力して進めている予防の取り組みなんです。

これについては、浦上教授は、もう25年以上、診断と研究を続けておられるということで有名な方なんですけれども、今、認知症があらわれている、軽度の状態もしくは全然認知症とは見受けられない方を対象に、健康に暮らしている人たちの中から、そういった認知症の軽度の障害を発見していく、こういった琴浦町の、いわゆる琴浦町方式というふうと呼ばれているんですけども、それは理想に近いというふうにその教授も絶賛されています。

河合町においても、すごく簡単な、4分間でできるチェックですので、それぞれのところで施設でも検討されてるとは思うんですけども、一度研究していただいて、実際に認知症にならないで暮らしていきたい、生き生きと老後を過ごしたいと思っておられる方、たくさんおられますし、できたら介護の世話にならなくて、自立で過ごしていきたいという方もおられるかと思えます。

そういったことで、琴浦町では介護認定の方が2分の1に減ったという実績もあります。この経験を全国でいろんなところで参考にされてまして、既に実証された取り組みですので、河合町でもぜひ研究して、検討していただきたいというふうに思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 空き家対策につきまして、実態調査ということですが、当然その必要性はあると考えております。

大字・自治会に現状確認を依頼しておりますが、踏み込んだ調査とはなってございません。しかし、個人の財産権に踏み込むこととなりますので、そのあたりは慎重に進めていく必要があると考えております。

次に、条例に関してですが、条例を制定している団体を見ますと、その目的・内容はさまざまです。勧告、命令、公表までを盛り込むのか、罰則や代執行まで踏み込むのかなどの検討が必要ですので、まずはその実情を知ることが先決であると考えています。先行している他団体が条例制定に至った経緯、その効果などについても参考にしていきたいと考えております。

次に、前回の質問からどのような点が改善されたかというところなんですけども、管理不全の空き家が地域に迷惑をかけているケースがあれば、危険性が高い場合は、我々職員の権限の及ぶ範囲で緊急的に危機回避措置をとっております。と同時に、所有者の調査をして指導する、わからない場合は大字・自治会に協力を求める、また、それでもわからない場合は警察に協力を求めて対応することになりますが、そのあたり、どうしても限度がございますので、今後の課題と考えております。

次に、除却の補助ですが、これにつきましても、どのような建物を対象とするのか、まずその基準を明確にする必要があると考えています。そして、それを厳格に履行しなければいけません。また、除却補助の基準を満たすまで放置されて、逆に管理不全物件が増加するというおそれも可能性としてありますので、そのあたり、他団体の例をケーススタディーとして参考にした上で判断してまいりたいと考えています。

このあたりを慎重に整理していきませんと、私有財産に公費を投入することの理解をなかなか得られないのではないかとこのふうと考えております。

以上です。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 空き家の件でもう1点、委員会のような総合窓口という質問だったと思うんですけども、現在、私がリーダーとして、そして関係課の職員と、そういう事例

があれば、私のほうで一括管理して対応を検討していくという形をとっております。

それから、いろいろご質問いただいたんですけども、まだその入り口に入ったとこということでございます。ただし、生駒市のような先例は一つあるんですけども、我々としては、他市町村に先んじて、今、検討を開始してるという認識をしております。その中で、森嶋課長が言いましたように、空き家の対策をまず考えていこうと。

一方では、利用という部分も全国的には見られるんですけど、まずこういう空き家について、公共の福祉という事柄が前面に出るような部分で、私有財産の財産権と、そして公共の福祉と、そういったバランスを見ながら、対策をまず検討しているという段階でございます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 認知症の予防できるまちづくりということで、鳥取県の琴浦町、議員ご提案いただいているところですけども、ちょっと私の勉強不足で、琴浦町の状況がいま一つつかめておりませんので、また今後は琴浦町を研究させていただきまして、今後の認知症予防の参考にさせていただきたいと思います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 実態調査のことについてですけども、空き家そのものがどのような状態になってるのかということをやっぱり綿密に調査していただくのと、個人の財産ということで、なかなか踏み込めないというような状況がありますけれども、個人の財産を守ることによって、その周りに対する不安とか迷惑をこうむってるところの保護なんか軽視されるということはないかと思えますけれども、そのかみ合わせはどんなふうになっているのかなと思うのと、それと、この窓口が政策調整課ということですけども、この窓口があるということを知徹底していただく。

向かいが空き家であったり、空き家でなくても、その管理が余りうまくいってなかったり、いろいろするところもあるかと思えますけれども、そういったことを全ての、河合町で何%ぐらいの空き家があって、その管理ができてるところはどれぐらいかというのをまだお聞きしてなかったかと思えますけれども、それはどういう状態なのかというのをお聞きしたいです。

それと、自民党が、秋の臨時国会で、この空き家に対する対策の条例をつくっていこうという動きがあります。これは、市町村に、こういった空き家とか管理ができていない住宅に

対して、その立ち入りの調査権を与える、所有者に対して改善を命令できるというようなことを柱とする中身になっています。

これについても、更地にした場合、潰すのにお金がかかる、また平地にしたら固定資産税が高くなるというふうな、持ち主についてもいろいろと心配事があるんですけども、そういったことに対しても、更地にした場合の固定資産税を軽減する対策なんかも打ち出しているというような中身になっています。

そういった中身と照らし合わせて、河合町ではどれが空き家に対して適用できるのかというのを検討していただいて、環境を改善する、住みよい快適な環境づくりを進めていくということをお願いしたいと思います。

若干残ってる質問について、お答え願いたいと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 調査に関しましてですが、先ほども申しましたように、まだ踏み込んだ調査というのはしておりませんので、具体的に何棟空き家があるとか、何%になっているかというのは把握しておりません。

今後の調査結果の利活用ですとかデータの更新などを考慮しますと、昨年6月に国土交通省住宅局が示した地方公共団体における空き家調査の手引き及び一昨年に国交省が示しました外観目視による住宅の不良度判定の手引きなどのガイドラインを参考にして調査することが重要になってくると考えておりますので、河合町の地域特性等を考慮した準備をした上で取り組んでいきたいというふうに考えます。

空き家対策の自民党の新たな法なんですけども、（仮称）空き家対策特別措置法案と言われるものだと思います。それにつきましては、今後の動向を見ながら、町としてどういった対策を講じていくべきなのかを慎重に判断していきたいというふうに考えます。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） ちょっと窓口の件で、私、説明不足だったんですけども、最初の森嶋の答弁でもあったと思うんですけど、窓口は相談を受けたところが窓口、私に取りまとめということになります。つまり、相談の内容によりまして窓口が変わります。そういうことで、どこで受けても同じように対応しようということで、今回、窓口をつくると、そして私に取りまとめをして、それで対策を考えるという制度になっております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この窓口は、すごく住民にとっては、どこに相談したらいいのかという切実な問題だと思います。

こういったことに対して、この課で対応してもらえますよというようなことがわかるような、広報か何かで示していただけたらというふうに思いますが、それについてはどうかというのと、それと国が秋にこういった方針が、条例とかが出されますけれども、国はもっと何年も前にこういったことをしていこうという動きがあったんですけども、それがおくらせています。

国は、なかなか、その地域住民、市町村が深刻に思ってるほど、上のほうにはなかなか通じないもので、一番状況がわかっているのは、やっぱり地元というか市町村だと思います。それも、国にはわからないご苦勞もあると思いますので、そののところを1件ずつ、目に見える形で把握していただいて、その家の把握、空き家の把握だけじゃなくて、その地域住民の気持ちというか、お困りの点とかも含めて相談に乗っていただけるような、そういった窓口も綿密にしていただきたいというふうに思います。

それと、琴浦町ですけども、ちょうど琴浦町が人口が2万人、今、1万8,000人弱ということで、高齢化率も30%を超えるということで、河合町とほぼ同じような状況なんですね。これについても、どういった、最初になぜこのような取り組みをされるようになったのかというきっかけなんですけれども、包括センターのほうに認知症の相談に来られます。大概、もうどうしようもない状態で相談に来られて、問題が深刻化になった状態なんですね。これをどうしたらいいか、もっと軽いうちに解決できないかということで、担当課が研究をしたり、また浦上教授と相談したりということで進められた、その取り組みです。

大いに参考になると思いますので、また資料等も私も入手できるようにしてしますので、一緒に考えていけたらと思いますので、また引き続きお願いしたいと思います。

これで質問終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 4番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） それでは、議席番号7番、西村 潔が質問させていただきます。

まず1つ目、介護保険制度の見直しについて質問いたします。

現在、3年ごとに改正が行われてきました介護保険制度、平成27年度（2015年）の実施に向け、来年、法律改正が予定されております。

まず一つ、今回の改正の主なポイントを皆さんに確認したいと思います。

まず1番目、軽度者、いわゆる要支援1・2の人を介護保険制度から外すと、外した後、市町村の事業に移すという案が出ております。

2番目、介護保険サービスを受けたとき、現在、利用者さんは10%負担しております。これを、所得に応じて自己負担を引き上げるという案が出ております。それからもう一つ、一月にサービスを受けて、その総額が一定の額を超えると負担がなくなるという制度でございますけど、この高額負担の上限を引き上げようという動きがございます。

次、3つ目なんですけど、現在、待機待ちが多い特別養護老人ホームの入所基準をさらに厳しくしようという動きですね。これは、給付を抑制して、介護給付を減らしていこうという考え方でございます。

2番目、そこで、現状について質問をしたいと思います。

まず、軽度者を介護保険から外すことに関連しまして、河合町において、要支援認定者の方はどれくらいいらっしゃるのか、そのうち契約している、例えばデイサービスを受けてるとか訪問介護を受けてる方が何人くらいいらっしゃるのか、それから要支援の方に対する介護給付費というのは一体どれくらいあるのかと、それから全体の介護費に占める要支援の方

の割合は一体どの程度あるのかということですね。

それから、現在、既に地域支援事業をやってるわけですが、その状況について、例えば事業の内容、事業者の数、事業費など一体どうなってるのかと。ここに、今回、要支援1の人が入ってくるという可能性もありますので、現在の地域支援事業の状況について説明をお願いしたいと思います。

それで、要支援者への予防給付を介護保険から切り離すと、市町村事業に移した場合、市町村事業の財源の構成は一体どうなるのかということですね。介護保険給付と同じになるのかどうか。同じだとしても、市町村における独自の取り組みになるわけですから、その支出の抑制、例えばカットしようということになればサービスの提供の機会が減少するわけですね。また逆に、市町村の裁量で事業を拡大することもできるわけですね。これは、サービスの提供の充実につながるわけです。この場合、サービスは実際どうするのかということになりますけども、これは民間事業者に自治体から委託をしてサービス提供することになると思います。

現行の報酬レベルから大きく下がるというようなことになれば、この事業を拡充するとか、事業をする事業所がなくなる、極端に言えばね、なくなるということにつながってくるわけですね。現行の介護保険の介護予防サービスは、一体どのようになっているのか。例えば、訪問介護とかデイサービス等になるわけですが、そのほかに訪問看護とか、そういったものが、今度、地域の、河合町が行うということになるわけですね。そういう体制をどのようにしていくのかということについて説明をお願いしたいと思います。

それから2番目の、10%自己負担を引き上げるということになると、かなり影響があると思います。それから、高額負担の上限額をどれくらい上げるか、まだ決まっておりませんが、そうした場合には、河合町に住んでおられる方がどの程度影響が出てくるのかということを試算をされていると思いますけど、これの影響について答弁をお願いしたいと思います。

それから、現在、河合町はデイサービスを行っております。従来から、河合町が行うデイサービスの目的とかそういうことを質問もさせてきておりますけども、今回、河合町のデイサービスの中で要支援の方も含まれてるわけですね。この要支援の方が、現在、大体15%ぐらい、去年の平成24年度の報告では638人、15%ぐらいが利用されてるわけですね。この方をどうしていくのかということを含めて、デイサービスの町としての経営について、どういふふうに見直しをしていくのかということですね。

それから、一般論なんですけど、通所介護においても重度化予防に効果のある給付やと重

点化しようとしてるわけですね。こういう方針が出た場合に、河合町のデイサービス事業に対する影響は当然出てくるわけですが、要支援者の人たちを含めて、河合町のデイをどうしていくのかということも現実問題になってくるということになりますね。

それから、これらの改正に伴いまして、市町村の準備をしないとけないわけです。それから、対策、役割ですね、市町村の役割が増えるわけですから、そういうものをこの1年半の中で実際に実行していかないかんわけですね。それをどのように考えていらっしゃるのかということです。

それから、4番目として、今回の介護保険制度の見直しについては、いろんな課題があると思いますね。そういう課題について、町はどのように見解を持っているのかについてお聞かせください。

それから、これは将来、私ども、私は65歳ですけれども、あと10年たてば後期高齢になるわけですね。今後の高齢者が増加する社会での高齢者の支援のあり方ですね、これはどのように町として考えているのか。これは、現実問題、10年先というのはすぐ来ると思いますね。だから、それをどういう形にしていくのか。もちろん、先ほどの馬場議員からの認知症の問題、これは国家的にいろいろ施策が出ております。それを実際にするのは市町村ですね。例えば、地域支援事業で行うということになってくると思いますけど、そういう問題があるので、高齢者の支援のあり方について、町としてどのようなお考えを持っているのかを説明していただきたいと思います。

さて次に、2番目として土地開発公社の解散について質問します。

これは、従来から引き続いてやっておりますけれども、まず1つ目としては、三セク債の発行準備ですね。手続の進捗状況は、今、どのようになっているのかについて説明をお願いします。

それから、これは私のほうから質問させてもらって回答いただいております、この河合町の土地開発公社の持ってる土地を利用した事業計画ですね。その事業総括に関する報告書をつくるというふうに答弁いただいているわけですが、その現在検討されてる内容ですね、例えばどういう内容で事業報告をつくらうとされてるのか、具体的な内容について説明お願いしたいと思います。

次に、3つ目の町内での交通事故防止対策について質問いたします。

この河合町内で、過去5年間、交差点の事故件数というのは一体どれぐらいあったのか、その推移について、河合町の分析結果をお聞かせください。

特に、私が住んでおります高塚台2丁目の交差点、これは11番地と18番地と19番地と25番地が接点であるこの交差点で起きた事故について、ちょっと具体的な質問させていただきます。

まず、過去5年間の事故件数、増えてるのか減ってるのかということですね。

それから、事故の内容、対人事故なのか対物事故なのか、その主な原因は一体何なのか、警察からどんな情報を入手してこられたのか。

3番目、この結果、安全対策により、今まで改善された内容ですね、いつ、どういうものを、どういうふうにしたのか、例えば標識とか道路上の表示の見直しをしたのかどうか、どのようにされてきたのかについて答弁お願いしたいと思います。

それから、これは当然事故が起こりますと、河合町の道路とか壁とか私有財産を壊すということになるわけですがけれども、事故による道路の標識、建築物への損害に対する損害賠償の請求とその改修状況について教えてください。

5番目、今後、考えられる安全対策はどのようなものなのかということですね。当然、警察や住民との連携をやってるとは思いますけれども、その内容についても説明してほしいと思います。

これは、平成15年に、私が議員になったときに警察等でお話をさせてもらったことがあります。文書でも行政に問い合わせをしております。その10年間に、一体どの程度改善されたのかということもありますので、今回、最近この交差点、事故が何件かございまして、私はすぐに現場に行って、運転者の陳述というんですかね、どうなってるかということを聞いております。その主な事故の原因は大体わかっておりますね。そういうことを踏まえて、事故対策を町としてやってるのか、あるいは警察と連携してやってるのかという仕組みづくりを、どうなってるのかについても聞きたいと思います。

それから最後に、これも高齢者の課題なんですけど、サービス付き高齢者住宅について質問いたします。

これは、平成23年10月から登録が開始されました。これ、県に登録するわけですが、その後、年々増加傾向にあるわけですね。

このサービス付き高齢者住宅については、平成23年の12月議会で、どのような住宅なのかということを質問させていただきました。この中で、介護保険制度の中に、住所地特例というのがありましてね、転居前の市町村が給付を負担するという特例がありますね。この特例が、このサービス付き高齢者住宅について適用されないという、当時、回答があったわけですね。これが一つのエポックといいですか、大変なことじゃないかというふうな意識もあったわけ

ですね。

ところが、国が特養をできるだけ増やさない、重度化に向けてやろうということで、介護給付を膨張しているわけです、毎年ね。膨張するということは保険料が上がっていくわけですね。それを避けるということで、国は介護給付の膨張を回避するために60万戸のサービス付き高齢者住宅を整備する方針が出されております。これを推進するために、どうも住所地特例を適用しようじゃないかというふうな情報もありますね。

そこで質問をいたします。

現在、河合町を含めた周辺市町村にこの新しい高齢者住宅がどれぐらいあるのか、また建設予定地もどれぐらいあるのか、掌握されているかどうかですね。

2番目、2015年度から住所地特例の導入が実現した場合、河合町の介護事業計画や介護保険財政にどのような影響があるのを見ているのか、河合町の介護保険財政がよくなるのか、悪くなるのか、また河合町に転入される方とか町外へ転出する際の対応はどのようになるのかということですね。

3番、当然これは増加してくるわけですが、河合町は現在一つしかないですが、当然苦情も出てくるわけですね、多くなると。町は、どこまでこの新しい高齢者住宅に関与できるのか。

まず1つ目、契約上の問題、それから入居後のサービス内容で苦情があった場合、窓口はどこなのか、県なのかどうかですね。河合町も窓口になり得るんかどうかということですね。

2番目、事業主体はさまざまです。例えば、医療法人とか社会福祉法人、民間企業、それから市町村もできるわけですね。こういう多様な事業主体なんですけども、そうすると当然パンフレットでうたい文句が出てくるわけですね。実際のサービスとの間に大きな乖離が出てくることも懸念されるわけです。これをチェックする仕組みはどのようになるのかということで、町が認識している範囲で結構でございますので、説明をお願いしたいと思います。

追加質問があれば、また自席でさせていただきます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、1つ目の介護保険制度の見直しについてということだと、4つ目のサービス付き高齢者向け住宅についてということにお答えさせていただきます。

まず、1つ目の介護制度の見直しですが、国は社会保障制度改革国民会議を立ち上げ、

社会保障の改革を行おうとしているところでございます。

平成27年度からの第6期介護事業計画に反映されるものであると解しております。介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけ、介護、医療、住まいなど高齢者を取り巻く環境を包括的に考え、支援していくための制度の見直しとなる模様でございます。

1つ目の、現在わかっています主なポイントといたしましては、要支援者に対する介護予防給付を、市町村が地域の実情に応じ、サービスを提供できるよう、受け皿を確保するというところでございます。

2つ目に、一定以上の所得、おおむね夫婦で360万円ぐらいと聞いております。ある方について、利用負担の引き上げ、例えば1割負担を2割負担にとか、先ほど議員おっしゃっておられましたように、高額介護の限度額の引き上げなどがございます。

3つ目の特別養護老人ホームですけれども、特別養護老人ホームは中・重度者に重点化を図るというところでございます。あわせて、軽度の要介護者を含めた低所得者の住まいの確保の推進ということで、これがサービス付き高齢者向け住宅になってくるのかなと思います。

もう一つございまして、低所得者の第1号保険者の軽減の割合の引き上げということは、軽減措置を拡充するというところでございます。

2つ目ですけれども、現状でございますが、要支援者の数ですけれども、3月末で304名おられます、そのうちサービスを利用されてる方が136名おられます。

給付費としまして、総額で約1億強、給付費全体に占める割合は8%弱となっております。

影響についてでございますが、影響を受ける人数は、要支援者の304名の方、ほかに所得の高い方、特養に入所希望される軽度の要介護者の方なども考えられます。間接的には、今後、介護認定を受けられる方全員に影響があるものと考えております。ただ、試算については、今の段階、行っておりませんので、申しわけございません。

財源につきましては、介護保険給付から外れるんでございますけれども、今までどおり地域支援事業みたいな形になっていくかなと思いますので、財源については今までとそう変わらないと思います。

次に、デイサービスの状況ですけれども、要支援者の方が13名利用されております。要介護者が66名、計79名の方が登録されて、年間4,137回の利用となっております。

3番目の、これからの改正に向けて、町の準備というところでございますが、これからの市町村の役割は、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを積極的に活用しながら——例えばNPOとかボランティアの活用でござ

います——しながら、柔軟に効率的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しなければならないというところがございます。

そのための準備としまして、対策については、現在、要支援者の方の利用サービス内容の把握、事業所やケアマネの意向調査を実施する方向で検討に入るところでございます。今後の国の動きに注目し、本町の高齢者にとって、よりよい方策を検討していきたいと考えております。

4つ目の、どういう課題があるかというところですが、市町村が要支援者の受け皿となるわけですので、いかに適切なサービスを提供できるかというところだと思います。

しかし、改正の内容の詳細がまだまだ示されておりませんので、具体的な検討はこれからということになります。

また、デイサービスにつきましては、年々利用者が減少しているところございまして、リハビリテーションを行う理学療法機能を有していないところというところでもありますので、今後のあり方について、今、内部で協議を行っているところでございます。

5つ目の、今後の高齢化社会での高齢者の支援のあり方についてということでございますが、社会保障改革国民会議でも、今までの公助・共助に加えまして、自助・互助ということが提言されております。これは、元気な高齢者がそうでない高齢者を支えるということでございます。そのことから、家事援助などの専門性を有しないサービスに関しましては、有償ボランティアやNPOなどを活用して介護給付外のサービスの充実を図るとともに、現在、運動機能中心の介護予防を見直し、ほか、地域ケア会議、相談窓口の充実を図っていききたいと考えております。

続きまして、4つ目のサービス付き高齢者住宅についてでございますが、今、近辺にどれぐらいあるかというところでございますが、周辺市町村にはございまして、河合町に1カ所あるだけでございます。

今後の建設の予定というところですが、現在ではちょっと掌握しかねるところでございます。ちなみに、県内では14カ所ございます。

2つ目の、住所地特例が導入された場合の影響というところですが、住所地特例が実施された場合による影響というよりも、実施されなかった場合、入居者の介護給付は全てその市町村となりますので、保険料の引き上げ及び保険財政圧迫の要因となるところだと考えております。河合町の高齢者向け住宅は、平成24年12月より特定施設の指定を受けまして、住所地特例の、現在、適用となっております。

3つ目に、町はどこまで関与できるかというところですけども、まず苦情相談窓口、これにつきましては、介護保険法に基づきまして、国民健康保険団体連合会において苦情を受けるということになっております。しかし、第一義的な苦情相談窓口といたしまして、市町村が位置づけられております。ですので、まず市町村が対応という形になります。

契約につきましては、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会というのがございまして、こちらで入居者の相談窓口を設置されております。

チェック体制ですけども、特定施設の指定は県が行いますので、県が現地検査を行います。その際には、町の職員も同行して一緒に検査を行っております。

以上でございます。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（谷本昌弘） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） それでは、私のほうから、土地開発公社の解散スケジュールのうちの第三セクターと改革推進債、これの関連について説明させていただきます。

三セク債につきましては、平成25年6月議会、これにおきまして公社の解散と三セク債の借り入れに関する議決、これをいただきました。

それを受けまして、現在、三セク債の借り入れに必要となる奈良県知事の許可、それと総務省の同意、これを手続しているところでございます。これにつきましては、9月下旬、知事の許可がおりる予定でございます。

その後、速やかに借入金、借入先金融機関の選定を行い、10月末には三セク債の借り入れと公社債務の代位弁済、これを行いたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） それでは、私のほうから、公社解散についての2点目の、河合町の事業総括に関する報告書について、具体的な内容はについてでございます。

具体的な内容としましては、今のところ、まだ定めておりません。

しかし、事業総括に関する報告書については、公社設立から現在までに関与した全事業につきまして、公社としての事業期間あるいは先行取得面積、買い戻し面積あるいは取得価格、買い戻し価格などの概要及び各事業におけます目的、要因、事業概要、結果、評価等について資料を整理するとともに、また各事業担当課への調査を行いながら、まとめたいと考えて

おります。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、3点目の交通事故防止対策に対する町の姿勢についてお答えをいたします。

1点目、過去5年間の事故件数でございますが、おおむね90件前後で、ここ数年は微減で推移しております。そのうち、約50%前後が交差点での発生となっております。

2点目、ご指摘の交差点の状況ですが、平成18年からの調査資料によりますと、8月26日に発生した事故を含めまして8件でございます。その内訳は、人身事故6件、物損、調査中各1件となっております。

主な原因といたしまして、南北に走行する町道17-47号線の運転手が、道路幅員が広いため規制されている一時停止を怠り、減速することなく交差点内に進入し、町道17-34号線を西進する車両と接触、あるいは減速はするが安全確認をしっかりとしないで接触するケースが多数であります。

これを受けまして改善された内容ということですが、重大な事故につながる危険性があるとの認識に立ちまして、これまで注意看板設置、とまれの電光標識化と路面表示、平成22年12月には減速マーク強調表示、誘導停止破線、自発光交差点標などの対応をし、事故防止に努めてまいりました。

事故による道路建築物への損害賠償請求の状況でございますが、平成22年8月の事故で車どめが破損しております。これにつきましては、原因者負担により復旧していただいております。今年7月に発生した事故におきましても、車どめが破損しておりますので、同様に原因者負担での復旧を請求する予定です。

最後、警察との連携内容、今後考えられる安全対策ということですが、当該交差点事故につきましては、警察と密接に連携し、改善策を協議しております。7月の事故を受けまして、死角をできるだけ少なくするためにカーブミラーを増設しております。及び、通行者の安全を確保するために車どめを増設しております。

以上です。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） いろいろな課題が多岐にわたっておりますけども、介護保険制度は3年

に一回改正されてますね。過去5回ほど、いろいろ変わってきました。今後も変わる可能性は高いですね。

で、要するに、介護給付費を削減するというのは、これ一つの大きな目標がありますね。それをするためには地域の力を利用する、要するに町が主体になって行う業務が増えてくるということですね。

そうすると、先ほど財源の話、確認しましたね。これは、今まで介護保険制度の中の財源ということでこれからも続くということですけど、逆にこれは自分で裁量でできるわけですから、そうすると充実させることも、あるいは逆に抑制することもできるわけですね。

そのことについて、今回の要支援1、2の人以外にも含めた財源になってくると思うんですけども、そうすると裁量権がある中で、やっぱり高齢者の認知症の対策等いろいろあると思うんですけど、そういう人たちの支援を、行政としてかなり責任が重くなってくるということなんです。その中で、財源は当面同じだということですけど、将来的には削減される可能性があると思うので、そういうところで、今さっき答弁がありましたNPO法人を活用するとか言っておりますね。

けども、この一帯、河合町の中で、人材とかそういう方がどの程度いらっしゃるのかということ。現在、そういう活動を支援しているのかどうか、あるいは高齢者の支援に対して、最後の私の質問で高齢者の支援のあり方についてはどうですかという質問をしてるわけですけど、そういう地域の住民を、あるいはNPO法人等を活用するということについての視点が明確になってないんですね。そのことについて、もう一回ちょっと回答お願いしたいと思います。

それからもう一つは、河合町がデイサービスを行ってる理由ということを毎回質問させてもらってます。どうして町がそれをやらないといけないのかということですね。赤字、四、五百万ぐらい、毎年赤字が出てると思いますね。

今後、要支援の人たちがこの河合町のデイサービスを受けられるのかどうか、それから重度化に対する対応をどうしていくのかということで、新たな課題も出てきてるわけですね。そういうことで、もう何年も前から、河合町のデイサービス、どうするんだということについて、はっきりしたご回答いただいてないんですね。するかしないかということ、いただいてないし、どういう形であるかということもいただいてないわけですね。今回の法律改正でいろいろな課題が出てきてるわけですから、そのことについての回答お願いしたいと思います。

それから、土地開発公社の解散といったスケジュールがだんだん具体化してきております。

これは、当然こういう、先ほどの回答では、公社としてどうこうという回答だったんですね。これは違うと思うんですね。

河合町として、この事業、土地公社が持つてる土地を活用して、どういう事業を行ってきたことについての事業報告なんですね。そのところをはっきりさせていただけたらと思います。早急に具体的な内容を教えてほしいと思います。

それから、交通事故の対策ですけど、これは実は私、3件ぐらい、事故起こったら、すぐ現場行きまして、運転手に確認してます。とまってないんです。

なぜ、とまらないかということなんですね。これは、多分住民の方じゃないんですね。ほとんど、そこ、余り通ってない方ですね。

どうも、見たら、非常にスピードが出やすい、錯覚を起こす構造になってるんじゃないかなど。そうすると、視覚に訴えるとか、リバウンドさせるとか、そういうことの対策が全く、できるのか、でけへんという答弁もないんですね。そこまでする必要がなければ、いいと、ないという回答してもらったらいいわけです。けども、それだけでは、今までやってきた中身では事故は減らないと思いますね。

なぜかという、先ほど言ったように、主なる原因わかってないですよ。スピードが出しやすいですよ。優先道路と勘違いしてるわけですね。そのところの心理的な、運転手の心理状態というものを、どういう形で改善していくとなると、やっぱり目で見ないといけない、目でわかるような形にしないといけないですね。道路標識もそうですけど、遠くから見たら小さく見えるんですよ。40、50で行っちゃうということになるんです。

その辺のことについて、行政と警察はどのような認識をされてるのかについて回答してほしいと思いますね。

それから、サービス付き高齢者住宅ですけども、これは方向は見えてるわけですから、これ、介護計画にこれからうたっていかないといけないという状態になると思いますね。そうすると、県に登録ということですけど、県の問題だというふうに解決できないので、当然これは注目していただきたい。

既にもう1件あるわけですね。これは、特例住宅、住所地特例は適用されるんですか、法律改正された場合は。このことについて回答いただきたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 介護保険の改正につきまして、再質問につきましてお答えさせてい

たきます。

今回、第6期の計画になるんですけども、いわゆる平成18年の改正から見ますと、今回の改正は大幅な改正になるというふうに認識しております。特に、要支援者の方のいわゆる介護給付はこれから適用できない、その反面、市町村が行わなければならないというような課題もあることは認識しております。

その中で、今現在、要支援者の方が今現在受けておられるサービスがどのようなものがあるのかという調査に入っております。その内容を見まして、今後、河合町で行うべき事業は何であるかということを見ながら、第6期の計画を作成してまいりたいというふうに思います。

その中で、もう一つは人材活用ということでございます。これにつきましては、例えば、今現在、介護予防事業の中で運動機能等を行ってるんですけども、それにつきまして、例えばサポートの方を養成しながら継続していくというようなことも考えておりますし、もう一つは、例えばシルバー人材センターの中でそういう人材を募集しながら活用していくということも、今後、検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、デイサービスにつきまして、これにつきましては再三ご質問いただいておりますけども、今の現状を把握する中で問題点も一応整理をしました。

その中で、今度の法改正、例えば要支援者の方の動向はどうなるのか、それから運営の方針の中で重度化というんですか、それをしなければ報酬が下がるというようなことも情報が入っております。これにつきましても、国の動きを見ながら、河合町のあるべき方向を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから最後に、高齢者住宅、これにつきましては、議員がご質問いただいた平成23年度、この段階で当初は、一番最初は住所地特例が適用されるというくぐりになってたのが、途中で法改正されて適用ができないということになりましたので、ちょうど河合町にある高齢者住宅ですね、これは計画も進んでおまして、建設も進んでおりました。これにつきまして、もし適用されなかったら介護保険料の影響が大きいということで、町長を初め私どもも国のほうに対しまして、これはおかしいということを要請させていただきまして、今回、そういう意味でいいますと、高齢者住宅につきましては住所地特例の特例が受けられたのかというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、こういう形で、今後、近隣も含めまして、計画があるのかどうかというのを把握しながら、第6期の計画につきまして検討してまいりたいというふうに

思っております。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 公社の件でございますが、ちょっと先ほどの回答で言葉足らずだったかも知れませんが、当然公社としての概要、数字的なもの、先ほど言いました分もまとめまして、それと同時に、当然事業主体は町でございます。町に対しての事業でございますので、それにかかわる事業概要、評価等を、いろんな課、事業担当課と調査等を行いながらまとめたいと思っております。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 西名阪道路の下のトンネルを抜けて、当該交差点に向けて17-47号線を南進しますと、しばらく高い擁壁に囲まれた道路構造となっております。交差点を存在することを感じさせない何らかの心理的要因が働いて、一時停止を見逃すようなケースがあるようです。

議員ご指摘のように、視覚的に訴える方法が有効ではないかと我々も考えております。警察、道路管理者と協議を重ね、今後、最善策を検討していきたいと、このように考えます。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、まとめてください。

○7番（西村 潔） はい。事故対策については、住民との連携、警察と連携してほしいということなんです。そういう仕組みづくりをまずつくってほしいと。

それで、信号つけるとかそういう問題、いろいろ課題があると思うので、現状のままでどうしたらいいかということも共有してほしいんです、警察と。それで、警察からの情報をどんだけ行政が持っているのかということも我々わからないので、そこをしっかりと今後やっていただきたいと思います。

それから、土地開発公社については、当然これは早い時期に、いつごろできるのかということも明確にしてほしいんですけど、これはいつごろできるのか、どの時期に内容がわかるのかについて、もう一回ちょっと確認したいと思います。よろしく。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 報告書のでき上がる時期でございますが、何分、町としましての報

告書となりますと、公社設立から現在までかなり、公社設立が48年ですので、その当時からの資料を再度調査、また当時いろいろかかわってこられた職員等からの聞き取り等も必要かなとは思っております。何分、そういう形でございますので、時間のほうは少しかかるかなとは思っておりますが、できましたら年度内には今おっしゃってた具体的な内容等、そういうものは定めていきたいなとは思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 以上で私の質問は終了させていただきます。

○議長（谷本昌弘） これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

午後は13時から再開いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時58分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 吉 村 幸 訓

○議長（谷本昌弘） 5番目に、吉村幸訓議員、登壇の上、質問願います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

（3番 吉村幸訓 登壇）

○3番（吉村幸訓） 議席番号3番、吉村幸訓、通告書に基づいて質問いたします。

9月に入り、10日前の9月1日に防災の日を迎えました。

ご存じのように、防災の日というのは、1923年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、また台風の襲来の多いとされる二百十日に当たることから、防災への備えを怠らないようにと、そういう戒めを込めて1960年に閣議了承されました。

私たちも、1995年に阪神・淡路大震災による都市直下型地震で甚大な被害を目の当たりに

し、さらに2011年に東日本大震災、そして紀伊半島風水害を経験して、改めて災害の恐ろしさと防災の重要性を痛感いたしました。

幸いにして、河合町は大きな被害は少なかったのですが、今後、南海トラフによるマグニチュード8前後の地震、いわゆる東南海地震が起こる確率は、30年以内で60から70%、50年以内で90%と言われており、ここ数年以内に起こる確率もかなり高いと予想されます。

また、地形的にも風水害が多い地域であり、今年も気象庁が異常気象と発表するなど、想定外のゲリラ豪雨や竜巻などが数多く発生しています。今、私たちは、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの経験と教訓を踏まえ、改めて人命遵守の観点から、防災について再認識しなければなりません。

そこで、河合町の事前対策としての予防、事における応急、事後対策の復旧・復興における取り組み体制について、以下の質問をします。

1、災害予防対策について、消防団と自主防災組織の位置づけはどうなっているか、危機管理情報の住民への周知方法はどうか、総合防災訓練の内容と開催時期について。

2、災害応急対策について、情報収集方法はどのような方法があるのか、災害初動体制はどうなっているか。

3、災害復旧・復興対策について、災害備蓄、資機材はどういう状況か、復旧等に係る応援協定の内容は、住民への情報伝達方法はどうか、被災者支援対策における町の方針はどのようなものがあるか。

以上、返答をお願いします。

再質問は自席にて行います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 河合町の防災対策の取り組みについてお答えをいたします。

まず1つ目、予防対策の消防団と自主防災組織の位置づけでございます。

消防団は、消防組織法を根拠法令として組織されたもので、団員は非常勤の特別職地方公務員としての責務を与えられ、町全域を活動エリアとしております。現在、団員は174名でございます。

これに対しまして、自主防災組織は、基本的には大字・自治会という限られたエリアでの活動を求められておまして、そのメンバーはボランティアの住民で構成されております。現在、町には6団体が組織されております。

予防対策の2つ目、危機管理情報の住民への周知でございますが、平成20年3月に河合町総合防災マップを全戸配布いたしております。洪水と地震のハザードマップで危険箇所を示し、注意を呼びかけました。

次に、予防対策の3点目、総合防災訓練ですが、地域防災スクールモデル事業などを通して、平成22年度から24年度の3カ年で、各地域において防災訓練が行われております。

一方、紀伊半島大水害での教訓として、情報伝達と避難誘導の重要性がクローズアップされました。これを受け、町では全町を対象とした総合防災訓練を企画し、今年の11月16日に実施を予定しております。

大きな2つ目、応急対策の1つ、情報収集方法でございますが、各種防災関係システムで情報収集を行っております。主なものとしたしましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERT、本日、通報試験をしておりますが、問題なく稼働しております。で、緊急情報ネットワークシステム、いわゆるEm-Net、こういったもので情報収集を行っております。

次に、応急対策の2つ目、災害初動体制でございますが、災害時動員体制としましては、災害規模に応じまして、情報連絡体制、1号動員、2号動員、3号動員となっております。このうち、情報連絡体制は11名で構成しておりますが、震度4以上の地震、大雨洪水等警報が発表された場合は自動参集することになっております。

大きな3つ目、復旧・復興対策でございますが、その1つ目、災害備蓄資機材についてですが、大きく分類しまして、土木作業用の資機材、避難所関連資機材、食料等を備蓄しております。このうち、食料は、賞味期限が5年となっておりますので、買いかえの必要がございます。食料等の数量としましては、水約1,000本、乾パン等約1,000食となっております。

復旧・復興対策の2点目、復旧等に係る応援協定でございますが、道路、橋梁、上下水道等の土木構造物、電気等ライフラインに関しましての協定は、既に締結しております。

復旧・復興の3点目、住民への情報伝達でございますが、防災行政無線が中心となります。それに加えて、広報車ですとか職員や消防団による拡声器等での広報及びホームページでの情報発信もあわせて行っていきたいというふうに考えております。

復旧・復興の4点目、被災者支援についてでございますが、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に資するため、さまざまな内容の給付、貸付制度が設けられております。被災直後は、避難所等で衣食住を確保するとともに、これらの制度を活用して早期の社会復帰を支援するように努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 先ほど、6団体とありましたけども、詳しく人数とかも教えていただけますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 現在ございます6団体につきましては、高塚台2丁目、泉台、星和台、中山台、高塚台、池部、以上6団体となっております。

人数につきましては、それぞれまちまちでございますので、また後ほどお知らせしたいと思います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） それぞれの相違は理解しましたが、消防団の班がある地区の住民は、防災活動は消防団に任せておけばいい、そういう風潮があります。自主防災組織設立に至っていないところも多いと聞きますが、そのあたりの見解はどうですか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 確かにそのような側面はございます。

こういった現状を打開するのは、やはり人、リーダーだと考えています。この8月に設立されました池部自主防災会でも、防災士講座があるんですが、それを受講された方がその自主防災組織の必要性を感じ、みずからリーダーとなって組織されております。また、組織化には至っておりませんが、大字・自治会の中で防災防犯部として活躍しておられるリーダーもおられます。

徐々にではありますが、そういったリーダーの方を中心として、自主防災組織の必要性は浸透してきているものと考えております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） やはり自助・共助という面からも、各地区での自主防災組織の設立は急務だと、そう思います。設立に向けて、さらなる指導をよろしくお願いします。

次に、危機管理情報の住民への周知についてですが、平成20年に全戸配布とありましたが、全戸配布から既に5年が経過しております。住民への意識を高めるために、公共施設や地域ごとに防災マップを設置してはどうかと思うのですが、町の考えはどうか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） やはり不特定多数の方に知らしめるという点においては、防災マップ、有効だと考えますが、地域住民の意識を高めるには、やはり地域特性に考慮した手づくりの防災マップを作成し、更新していくことで主体性を持つことができるものというふうに考えております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 避難ルートの整備確保の面で、安全な避難所、耐震性のある避難所の確保はできていますか、また女性、子供に配慮した福祉避難所は確保できているのでしょうか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 現在、避難所としております集会所等は、昭和56年6月以降の耐震基準で建設されておりますので、耐震性能は有していると考えております。

福祉避難所としましては、豆山の郷を指定しております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） そういった避難所の維持、確保も重要だと思いますので、集会所の維持、補修にも努めてください。

また、災害が起きたとき、特に懸念されるのが避難経路にある橋、そして風水害の危険なところでため池の決壊が想定されますが、町内の橋梁とため池の点検はどんな感じですか。

○都市整備課長（中山雅至） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山課長。

○都市整備課長（中山雅至） 橋とため池について回答させていただきます。

現在、当町においては44の道路橋の管理を行っております。道路交通の安全を確保することを目的として、またこれまでの事後保全的な対応から、かつ計画的な、予防的な対応に転換して、橋梁の長寿命化によるコスト削減を図るために、橋長15メートル以上の橋梁18橋を

対象に、平成24年度、橋梁点検を実施しました。25年においても、橋梁長寿命化修繕計画を、現在、策定中です。

今後、この橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に将来設計及び修繕工事を実施する予定です。

続きまして、ため池です。

ため池は、築造時期の古いものが数多く、日常管理が非常に重要な施設であります。現在は水利組合によって管理が行われておりますが、池によっては、一たび決壊すれば甚大な被害が発生することも想定されます。

したがって、ため池の安全を確認して、地域の安全度の向上を図ることが急務となっていることから、平成25年度において、ため池の点検を実施します。点検内容につきましては、現地調査、確認を行い、ため池の状況等を把握します。それから、今後、その点検結果に基づいて、計画的に詳細設計及び修繕工事を実施する予定です。

一応、ため池点検は23カ所行っております。

以上です。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 安全な避難所、避難ルートを確保するためにも、点検結果において、緊急を要する橋梁の耐震化や斜面災害防止を図り、またそれらに基づいて、各地域に即した防災マップの作成を町主導で作成し、各地域の集会所や公民館などに掲示していくことを早急に要望します。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防災マップにつきましては、いろいろな考え方ございますので、その点を関係課としっかりと調整を図りながら対応していきたいなと思います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 一日でも早く取りかかっていただけよろしくお願いいたします。

次に、木造住宅の耐震化についてお聞きします。年間の診断応募とその実績はどうなっていますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 木造住宅の耐震診断でございますが、年間20件を募集しております。昨年度、24年度の実績は10件でございます。

以上です。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 住宅の耐震化におきましては、補助金も一部出るとは思うんですが、高額なため、したくてもできない家庭が数多くあります。先日、ある防災セミナーに参加しまして再確認したことで、家庭の中で家具の固定や避難経路の確保が最も重要で、その認識を深めていくためには、小中学校の生徒に対して、避難訓練だけではなく、防災教育を推進、充実させることで家庭の防災意識を高められると聞きましたが、各小中学校はどのような教育を行っておられますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防災教育につきましては、我々防災担当と、学校、教育委員会、それに加えて自主防災組織の方々も参加いただき、平成22年度より各小学校で防災教室を開催しております。その中で学習した内容を自宅で披露してもらい、保護者にも感想を求めるなどアンケートを依頼しております。

それと、第一中学校では、第一小学校と連携した避難訓練、第二中学校では避難所体験等を実施していただいております。

各校、独自メニューで取り組んでいただいているという状況です。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 子供、小学校高学年とか中学生が防災意識を持つと、親もさらに家庭内の安全確保に注意すると言われていきますので、子供たちが常々気かけられるような授業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、総合防災訓練についてお聞きします。

これは町が主催ですか、またその内容を教えてください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 総合防災訓練は、町及び総代自治会長会の共催ということで、現在、計画しております。各小学校区単位で避難訓練をし、到着後はそれぞれの会場ごとの訓練メニューを体験していただくことになっております。

計画段階から大字・自治会より選任された実行委員の方に参加いただき、ともに企画準備することで防災に取り組む意識の向上、顔が見える関係の構築もしていきたい、このように考えています。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） なるほど、それ一つの成果があると大いに期待しています。

ところで、そのときに庁舎内の訓練は同時に行われますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 庁舎内の訓練は、なかなかこの総合防災訓練と場所を異にして同時に行うというのは難しい面もございますので、今回は庁舎内ではなく、第一小学校に災害対策本部を設置して、そこで同時に訓練を行う予定でございます。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 防災訓練を行って、住民の防災意識が高まったとしても、中枢である役場の防災体制がしっかり機能することがほんまに重要やと思います。被災情報の収集、避難勧告の伝達、住民の安否確認、またリエゾンの派遣体制や民間事業所との連携による被害情報の収集などを想定した災害対策本部内の防災訓練も大変重要に思いますので、ぜひ充実させてください。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 災害対策本部等の訓練におきましては、平成20年度来、状況予測型訓練ですとか参集訓練、災害図上訓練DIG、防災講座等を実施しております。

こういった防災施策につきましては、国・県、いろいろ変更がございますので、そういった変更点も踏まえまして、今後、必要に応じて訓練を実施していきたい、このように考えております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） よろしくをお願いします。

次に、災害応急対策について、情報収集の中でさまざまなネットワークシステムがあるというのにはわかりましたけども、各有線ネットワークが寸断された場合、その対応策は何かありますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 有線ネットワークが寸断された場合は、衛星回線の電話と衛星回線のファクスで対応することになります。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 現在、この前も聞いたんですけども、県では事業者によって通信線、配電線の複数ルート化や設備の強化等の整備を推進しているようですが、河合町も可能な限りの整備の推進をお願いします。

次に、災害初動体制について、防災マニュアルでの初動体制は理解できるんですけども、先ほど予防体制でも言いましたが、災害発生時に災害対策本部設置時の現場の初動体制が本当に重要やと思います。そのため、現場分権や部署分担の体制整備の確認と、情報伝達手段の綿密な確認訓練をもう一度お願いしたいんですけども。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 災害対策本部の初動体制、我々も非常に重要だというふうには認識しております。初動期の情報連絡体制をまず11人体制で敷いていると先ほども申しましたが、これにつきましては非常にうまく機能しているものと考えております。

役割分担につきましては、各課にこういった地域防災計画を配布しておりまして、部単位での班編成を組んで事に当たるというふうなことで認識をしております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 取り組みは理解できるんですけども、本当に実践が大事だと思いますので、改めて何回も訓練していただけるようお願いします。

最後に3番目で、災害復旧対策について、災害備蓄資機材はそれで十分ですか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 先ほどの答弁の中で、水が約1,000本、乾パン等食料が約1,000食とお答えしましたが、それで足りるのかということですが、災害のやはり規模によるのかなというふうに考えます。

例えば、水を例にしますと、1.5リットルが1,000本で1,500リットル、今言われておりますのが、1人1日3リットルが必要だということから考えますと500人分ということになります。大規模災害時には、それでは賅えないという場合もあり得るかなというふうに考えておきまして、そこで各家庭において使用した分だけ補充するという流通備蓄、ローリングストックとかスマートストックとか言われますが、そういったもので対応していただきたいというふうに啓発しております。

給水車の支援活動の確立や物資の流通再開までには、少なくとも3日から7日が必要だと言われております。その間は地域での対応が求められますので、平時から十分にそういった流通備蓄で備えておいていただきたいなど、このように考えています。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 確かに、行政で全住民分を確保するには限界があると思います。しかし、私の周りを見回しても、家庭内備蓄はまだまだ浸透していないように思います。

そこで、各地域や家庭に対して、食料備蓄などを改めて広報など、標語としてでも、もっと啓発していってもらえないでしょうか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 流通備蓄等の啓発につきましては、今後、広報等掲載するとともに、総合防災訓練または各地域での防災訓練におきまして、しっかりと伝えていきたいというふうに考えます。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 最後に、被災者支援について、給付、貸し付け制度があるのはわかるんですけども、実際、時間がかかり過ぎて、被災直後から数カ月の生活が不自由、例えば現金がないため下着も買えないとか、そういう言葉をよく耳にするんですが、河合町独自の対

策は何かありますか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 現在のところ、独自制度は設けてございません。そういった独自制度の創設が可能なかどうか、今後、調査して対応していきたいと思います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） そういった対策ができれば、より安心ではないかと思しますので、ぜひ検討してください。

災害被害者に対しての支援があることはわかったんですけども、事故や犯罪で例えば主を亡くした被害者家族も同様に何らかの支援も必要ではないかと考えるんですが、それについて、見解はどうですか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 確かに、事故や犯罪被害者も、精神的、経済的な苦痛を強いられるという面におきましては災害被害者と相通ずるものがあるとは思いますが、その反面、規模にもよるんですけども、災害被害者は同時多発的に大規模な対応を迅速に図る必要があります。また、相手方の有無といった違いもございますので、災害支援とはアプローチの方法が若干異なるのではないかなと考えます。

当面は、検察庁や内閣府が取り組んでいるメニューを紹介するとともに、他市町村の取り組み内容、そこに至った経緯などを多角的に分析調査していきたいなというふうに考えます。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 被災、被害の違いはあると思うんですけども、双方とも予期せずに巻き込まれるという点では同じだと思います。被災、被害、そして規模の大小を問わずにサポートできる体制、それを河合町で独自でつくっていくのも安心・安全なまちづくりの一環ではないかと考えますので、ぜひ検討してください。

冒頭でも述べたんですけども、東日本大震災から2年半近くが経過しました。私は、この3月に宮城県七ヶ浜町へ震災復興ボランティアに参加してまいりました。七ヶ浜町というところは、人口約2万人、世帯数約6,400世帯で河合町と同等規模の町です。被災当時は目

を覆うほどの惨状でしたけども、2年が経過すると、瓦れきは撤去されて、道路もほぼもとどおりになっていました。しかし、今なお仮設住宅での生活を強いられる方も多く、精神的な安らぎ、心のケアを求められてる方がたくさんおられます。

そのような事態となったとき、河合町では心のケアについて、どのようなサポートを考えておられますか。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） これまでいろいろご指摘をいただきまして、今までやっている制度の中での指摘、その中でも新たな分野の指摘もいただきました。特に、被災者支援という点においては、新たな分野の指摘をいただいたのかなというふうに考えております。

その中で、森嶋課長も答弁させていただきました災害の被災者支援について、これから勉強させていただくと、あわせてその中でもう一つ言っていた交通事故等の被害者についても検討させていただきます。ただ、どういう形で検討結果が出るというのは、今、この中で申し上げるのはなかなか難しいと思います。

先ほど質問いただいた心のケアについても、今言えることは、一般的な心理士にお願いしてケアをするということだけでしか答弁はできないと思うんですけども、これについても新たな分野の指摘ということで、我々のほうとしても勉強させていただきたいというふうに考えます。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 物理的、肉体的な面での予防、復旧・復興対策は、経験と教訓がたくさんあるため、いろいろ取り組まれてると、そう思うんですけども、精神面での復興対策はなかなか取り組まれていないのが現状です。

私が体験した話の中に、現地の被災者は、肉体を使ったボランティアは自衛隊や業者がやってくれるからもう十分です、それよりボランティアさんが被災者は今どうしているのかなと気にして顔を見せにきてくれることが、そして会話してくれることが一番うれしい、一番励みになると、そういう声をよく耳にしました。忘れられることが一番つらい、それが孤独死や関連死にもつながってきます。そういった教訓を生かして、精神面での復興対策も、人命遵守、そういう課題の大きな一つと言えらると思います。

安心・安全なまちづくりのために、想定外を想定内にできる総合防災対策を期待していま

す。私も、今後も河合町の安心・安全なまちづくり、その進展と充実度を見届けていきたい
と思います。

以上で質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて吉村幸訓議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（谷本昌弘） 6番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、池原議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） 6番池原真智子のほうから、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、幼稚園、保育所への通園バスの運行について質問いたします。

この問題は、これまでも幾度となく議会でも出されてきた問題ですが、今なお進展が見られていないので改めて質問をいたします。

役場のほうにも以前より要望が寄せられていると思いますが、私のほうにも保護者の方から、特に幼稚園への通園について、自転車しか利用できないため、安全面でも天候面でも大変困っているとの声が寄せられています。少子化にもかかわらず、この状況だけを見ても、若い世代には住みづらい河合町になってしまっているのではないのでしょうか。実際、通園バスサービスが行われている自治体や民間に、こうした人たちが、移住も含めて流れていってしまっているという事実もあります。

たしか、以前の議会で、保育所が1カ所になるのにあわせて通園バスの運行を考えていきたいとの答弁もあったはずだと思います。町として真剣に考えるべき時期に来ていると思います。そのため、次の質問にお答えください。

1つ目、このことにかかわって、町の考え方をまず示してください。

2つ目に、保護者の要望について、町として把握しているのか、またそのことについてどのように考えているのか教えてください。

3つ目に、実現しようという考えはありますか、あるとすれば、そのための手だてを示してください。

次に、町営住宅管理条例の見直しについてをお聞きします。

この質問にかかわって、まず生活保護受給者についての現状を確認したいと思います。

ご承知のとおり、その受給者が入院または施設に入所した場合、住宅扶助は廃止されます。しかし、持ち家でもない限り家賃は払い続けねばならず、制度そのものが現実に即していないのではないかと考えます。制度そのものが矛盾していると言わねばなりません。このことについて、町はどのように考えておられますか、見解を示してください。

2つ目に、こうした状況は町営住宅の場合も全く同じです。住宅管理条例では、家賃の減免か徴収猶予という制度しかなく、どちらにせよ家賃は払わなくてはならない仕組みになっています。生保受給者の場合は、どこからも家賃分は入ってこないにもかかわらず、そのような仕組みになっているのです。おかしいのではないのでしょうか。

このように困っている人を、最後の受け皿になるのは行政の大切な役割ではないかと思えます。どちらにせよ、このような場合も含め、本人の責任でもない理由で家賃が払えなくなったとき、町としてどのような対応をしていくのか考えなくてはならないと思えます。見解を示してください。

再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私からは、幼稚園の通園バスということで回答のほうをさせていただきます。

町の考え、親の要望の把握ということで、ある場合の手だてということなんですけれど、議員もおっしゃったとおり、通園バスについては、昨年6月のほうで一般質問で回答もさせていただいておまして、送迎予想時間、停留所到着時刻と保育開始時間の問題、また利用者の問題からも通園バスの導入については見合わせております。

また、登園、降園は、親子が触れ合い、保護者と先生の情報交換できる大切な時間でもあることから、現時点では今までどおり保護者により送り迎えをお願いしたいと考えております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 保育所に関する通園バスのことでお答えさせていただきます。

保育所の場合、お父さんとかお母さんが働いておられるご家庭ですので、ご自分の通勤の時間の都合に合わせて預けに来られます。7時に預けに来られる方もいらっしゃるれば、9時に来られる方もおられます。迎えについても、4時から7時の間と、まちまちでございます。また、保育所はゼロ歳児からお預かりしているところから、赤ちゃんをバスに乗せるための人員や装置などを考慮しなければならないといったことも考えられます。

このようなことから、時間を定めた通園バスについては、保育所にはなじまないものかなと考えております。

要望につきましても、保育所の場合、特に要望は今のところはございません。

それと、続きまして生活保護の住宅扶助の件でございますが、生活保護受給者の方が入院や介護施設などに入所された場合、住宅扶助の対応ですが、通常、施設に入所されますと、その施設が住居という考えになります。ですので、住宅扶助は、それまで住んでいた住宅に対してではなく、新たな施設に対して扶助するということになります。長期間の入院についても、同じ考えで扶助されております。

これは、国の制度にのっとったものでございまして、町としても同じ考えでございます。

○住民生活課長（西浦清繁） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西浦課長。

○住民生活課長（西浦清繁） 続きまして、住宅扶助の件でお答えいたします。

町営住宅の家賃は、町営住宅管理条例に基づいて家賃を決定しております。ただし、1、収入が著しく低い場合、2、病気になった場合、3、災害による損害等については、当該家賃の減免または徴収猶予を規定しております。議員の質問のような、ひとり暮らしの生活保護受給者が、一定期間入院や介護施設に入所され、生活保護の住宅扶助がその期間打ち切りとなった場合については7割の減免、例えば一つ住宅で言えば1万1,000円の家賃が3,300円となるような形になっております。

以上でございます。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 通園バスの件で、教育委員会から見合わせているという話なんですけど、私の質問に答えていただきたいんですけど、その通園バスについての町教委としての考え方をまずお示し願いたいと思いますし、保護者の要望についてもお答えがなかったんで、多分私がお聞きしてるのは、幼稚園のPTA等からも要望が出ているという話を聞いており

ますので、そのことについて、きちんと把握しているのかどうか教えていただきたいし、3つ目の必要性について、町教委としてどのようにお考えなのかについても全く答弁がなかったんで、その点についても、もう一度よろしくをお願いします。

それと、保育所の件で、杉本課長が通園時間がまちまちやというのは私も承知をしていますけれども、例えば9時4時の通園・退所の方も多いと聞いておりますので、その辺、年齢的にも区切るとか、時間的にも区切るという形で工夫はできるのではないかと思います、その辺については、もう一度お答えを願います。

それと、生活保護受給者の問題で、国の考え方を教えていただきましたけど、施設入所、入院の場合はそこが住居と考えると。建て前はわかりますよ。わかりますけれども、実際に家賃は一方で、民間にしろ町営住宅にしろ払わなくてはならないということが私は矛盾ではないかというふうにご指摘を申し上げてるんで、国の考え方を踏襲するのではなく、その国の考え方について町としてどういうふうに考えていますかという問いなんで、その点について、もう一度回答をお願いしたいと思います。

それから、住宅課の西浦課長から答弁ありましたけれども、減免をしているのはわかっているんですけども、その減免をしたところで払えなければどうしようもないんで、払えないというか、全く収入がない場合、どうしたらいいのかということをお聞きしてるんで、その点について、もう一度答弁をお願いします。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 御輿課長。

○教育総務課長（御輿善弘） すみません、第1回目の要望の把握という点では、ちょっと答弁のほう、しておりませんでした。

要望の把握は、PTAからの要望は把握しております。ただ、幼稚園のほうのお誕生日会というのがありまして、その後に保護者会というのをされまして、その中で通園バスの要望ということになりますと、数名というふうなことで、要望は若干名ということになっております。

通園バスの教育委員会としての見解ということで、確かに必要なとは思いますが、当然保護者と先生の情報交換、子供の状態ですね、子供の状態を知る上では、その時間帯が一番大切であると思っておりますので、通園バスについては、今までどおり保護者による送り迎えと。

必要性については、同じく登園されている大字園児が、幼稚園近辺が約7割ということで、

その辺も踏まえれば、今のところは必要ないのかなというふうに思っております。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 保育所の通園バスで、時間とか年齢を区切ってはどうかというところなんですけども、今、保育所のほうに通っておられる中で、ほぼ半数以上の方が早朝とか延長保育を利用されておまして、そういう意味でも、利用される方が、ある一定の期間だけに区切った場合、非常に少ないかと感じますので、今のところは通園バスの運行は考えていませんということです。

それと、住宅扶助なんですけども、議員もご存じのように、生活保護のほうは奈良県の中和福祉事務所で行われておまして、うちの町がどうのこうのという問題では、できないんですけども、ただ、町の考えといたしましても、長期の入院とか施設の入所とかの場合、当然2カ所に対して住宅扶助をするというのはおかしいと考えております。

短期間の場合でしたら、ある程度相談とか乗っていただいておりますので、その辺、ご理解よろしく願いいたします。

○住民生活課長（西浦清繁） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西浦課長。

○住民生活課長（西浦清繁） このようなケースのは、ちょっと初めてでありますので、他の市町村の状況を調査して、検討していきたいと思えます。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） 通園バスのほうは、どちらにしろ、したくないと言うたら語弊がありますけれども、教育委員会も福祉も今のところできないという答弁だったように思うんですけど、できない理屈を何か答弁されているような気がしてちょっと憤慨をしてるんですけど、例えば御輿課長がおっしゃったように、通園の際に保護者と先生が情報交換とか親睦を図るためやというふうに答弁されましたけど、それは私は詭弁やと思うんですね。

例えば、保育所だって、忙しい方たちが保育所へ子供をお預けになって、十分にそんな時間はとれないんですよ。それでも、なおかつ保護者と先生との情報交換というか、しなければならぬ場合は別の手だてをとられてるというふうに思うんですね。

一方、幼稚園ではその時間しかないんだという、そんな言い方はやっぱりおかしいと思うんですね。それは努力されるべきだと、ほかの部分で努力されるべきだと。

それが通園バスを運行するための弊害になるなんていうことは、教育委員会として答えるべきでは私はないというふうに思いますし、保護者の要望だって、PTAの何か集まりのときに数名しか出てこないって、おたく、ちゃんと調べはりましたか。どれだけの人がどんな要望を持っておられるのか。そんなん、それをもって全ての要望やというふうに言われるのもどうかというふうに思いますし、近辺の人が7割の通園をされてる。だったら、旧村の人はどうなるんですか。切り捨てるんですか。

その辺のところ、もう一度答えていただきたいというふうに思いますし、この保育所の場合だって、早朝が半分、その人たちはある意味仕方がない、自分で送ってもらわなければ仕方ないんですけども、例えば幼保一元化で幼稚園と保育所を一緒にされてるところがありますよね、もう既にね。そういうところだって、通園バスがやっぱり運行されてますし、工夫をされての運行なんで、考えられないことはないと思うんで、再度お答えを願いたいと思います。

それから、生活保護については国と同じ考えなんだというふうに、そんなに冷たく切り捨てないで、矛盾を感じませんかという、私は問題提起を町に対して。どうにかしてくれというふうには、できる制度ではないんで、国の制度なんで、そんなん、もちろんわかってますんで、おかしいと思いませんかという提案をさせていただいてるんで、その点についてお答え願いたいんです。

それと、住宅家賃のことについては、周辺の町村の状況を調べてみるということなんですけれども、これも、もう払えなくなった場合どうするのかということだけ、ちょっと答弁願えますか。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 幼稚園の通園バスの件ですけども、ニーズの把握ということで、先ほど課長がお誕生日会の折にとかいうことで、現場で声を聞いているということなんですけど、先ほども森尾さんのご質問の中で、学校でもアンケート調査をやっていると。当然幼稚園も、設問は通園バスではないんですが、幼稚園に対する要望というようなことでアンケート調査を実際、実施しております。

そんな中で、先ほど、通園バスを運営しないための理由というふうに、議員、おとりになってるんですが、そのところで、まずは現場の教師は、保護者とのやりとり、日々のやりとりで信頼関係が親御さんとできるという現場の声と、そういうアンケートの中には、当然

保護者がいつも一緒に来るので情報交換ができてよかった。そら当然、遠い方もいらっしゃるんで、そんな中にはやっぱり通園バスという声もありますでしょうし、現場でも聞いているんですけど、もしバスがあったら河合幼稚園に行ったのになという声は聞いたことがあります。私も、そんな話、聞いたことがあります。

だから、多い少ないという話はしたくないんですが、前回の森尾さんの質問で、広瀬台のあの地域の方にかなりご迷惑かけて、ご理解もいただいている中で、特に雨の日は本当に車がいっぱいになったりする状況があったりして、課題としては、やっぱりそういうものも必要なのかなというふうに思うんですが、ただ物理的に住宅街にあることの、先ほど言いましたように、西大和ニュータウンの中にありますので、近いということもあるんですけど、やっぱりそのバスを入れるとかいろんな問題は、ちょっと考え方変えないと、先ほど議員おっしゃったように、ほかの地域でやってるような幼保一元化で、バスを出すかどうかは別として、物理的に車をとめる送迎のエリアを設けるとか、あるいは通園バスも含めて、バスも前提やなくて、そういうことをぼちぼち考えていかないと、要するに現場の環境自身がちょっと厳しくなってるのかなというふうに思います。

やっぱり、通園バスを特定したアンケート調査といったものも含めて、先ほど議員からご指摘もあったんですけど、やってみたいというふうに思います。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杉本課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 幼稚園と保育所と同じ場所にある市町村がございまして、そこに問い合わせたことがありまして、その場合、それでも保育所に通っておられるお子さん、ほとんど利用がないという答えを以前聞いたことがございます。ただ、そんなことを言うて通園バスを否定してるわけじゃないんですけども、今、教育委員会のほうも答弁ありましたけど、今後、例えば幼保一元化とかいうことを検討していく中で、当然こういう通園バスについても検討していかなければいけないと考えております。

それと、住宅扶助についてですけども、これもある程度は中和のほうでも相談に乗っております。ただ、帰れる見込みがないとか、かなり長期に及ぶ場合ですね、やはり2カ所に対しての扶助というのは、私らも考えましても余り合理的なものとは思いませんので、個々のケースワーカーの裁量にもよるところもあるんですけども、なるべく対象者の方の要望にお応えできるようにはさせていただいていると思いますけども、当然施設というのは、そこが住居になりますので、そういう意味で2つの住居に対しての扶助ということはおかしいという

ことで、それは町としても同じ考えでございます。

○住民生活部長（梅本英則） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅本部長。

○住民生活部長（梅本英則） 町営住宅入居者の生活保護受給者の病気、介護施設の入所に伴います家賃の減免ということで、先ほど課長のほうが答弁させていただきましたように、現在の条例に伴います内規におきましては減免制度ということで、7割減免、5割減免、それから3割減免という3つの区分がございます。

ご質問のような、おひとり暮らしの保護の受給者が入院、入所された場合、議員ご質問のようにもともと所得がございませんので、家賃の納付の能力がないということはよく理解できますので、ほかの市町村において、いわゆる内規、要綱等を定めて、そういうケースを定めておられるという状況も若干聞いておりますので、ほかの市町の状況を調査し、検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） アンケートをやっていききたいという部長からの答えがあったんですけど、ニーズというのは、全部が100%ニーズがあるわけでは決してないというのもおわかりやと思うんですけども、必要性については、多分お互いに必要だというふうに考えて、もろもろの事情が、住宅地の中にあるとか立地条件の面とかで難しいというお答えになってるのは私もわかります。

でも、今の状況を考えてみてください。私も、以前に部長に言ったことがあるんですけど、例えば旧村の方が子供を前後ろに自転車に乗せて、あの雨の日に西穴闇の坂を上ってこられる状況を私も何度となく見ていて、本当に必要だなと思いますし、今、通っておられる保護者の方も、先ほど言いましたように、私にどうにかありませんかという要望をいただいているところもあって、採算面を考えたらしんどいとは思いますが、立地条件とかがしんどいとは思いますが、何らかの工夫はやっぱり、長年それで放置されてるし、先ほどもあったみたいに、先生と保護者との交流ですか、情報交換みたいなことをそのときやるんだというのはわかりますけれども、わかりますけれども、バスが実現できたとして、それができなくなるのもおかしい話でね、また別の情報交換の場をつくれればいいだけの話やと思うんで、もう一度やっぱりバスの必要性について、お互いに確認できるのかどうかと、ほんで当分どうされるのか、今のままでいいのかどうか、どう考えておられるのか、その点について、もう一

度お答えを願いたいと思います。

それと、生活保護のことで、杉本課長からおかしいという話が出てますんですけども、基本的なことを教えてほしいんですけど、入院した場合は医療扶助で出ると思うんですけど、施設入所の場合は入所費という形で生活保護に対して上乘せされるんですか、その辺について教えてください。

それと、住宅のことで梅本部長からお答えいただきました。内規とか設けてる市町村があるんで、調べていって前向きに検討していただくということで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ほんなら、再質問に対するお答え、よろしくお願ひします。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） バスの必要性について、町の認識をとということなんですけども、現状、その辺も含めて検討したいと。先ほどおっしゃった幼保一元化を実施しているところでも、バスを使ってないところもあります。当然、通園バス、回ってるところもあります。

やっぱり、ある程度採算という部分も含めて、それは考えていかないといけないと思いますし、現状、だったら2割がええのか3割がええのかという、そんな議論じゃなくて、本当におっしゃってるような必要性、だから利便性ばかりでもいいのか、また逆に、それによって保護者の方が他町へ転出されるという事情があるのであれば、そういう部分も含めて検討はさせていただきたいと思いますが、ただバスを出すことを含めて検討させていただくと。

今の環境は、はっきり言って一定のところまで来てると思います。当然、耐震もしていかないとはいけませんし、その辺はやっぱり、いつまでかかんねんと言われるかわかりませんが、実際そういう検討にも入ってますし、私も現場も何度か行ってますし、それこそ先ほど申し上げた保護者との情報交換という部分は、ほかでもできるんじゃないかとおっしゃるんですけど、やっぱり現場は非常に大事にしていますし、毎日顔色見ながらという部分は、小さい子供さんですんで、そこは大事にしたいと。

じゃあ別の方法はないのかって、それはまた別の話として、現状、そういうことがありますということで私は申し上げたんで、その辺は大事にしたいという現場の思いも大事にしたいと思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 池原議員の生活保護の中身につきまして、若干説明させていただきます。

まず、例えばAさんが町営住宅に入っておられる場合、住宅扶助と生活扶助、それ以外には教育扶助等もあるんですけども、例えば住宅扶助、生活扶助を受けておられる方が入院される、病気で入院される。この場合、病気の内容にもよるんですけども、例えば3カ月で退院される可能性がある場合とか、6カ月以上入院する場合とか、これは最終的には中和福祉が判断をします。ただ、病院に入院された場合は住宅扶助は出ます。ただし、生活扶助は、病院のほうで食事等は提供されますので、生活扶助が減らされます。だから、皆さんは、よく保護費が減った減ったとおっしゃるんですけども、そういう意味合いで減らされます。

ただ、施設の場合、今度、介護施設等に入居される場合につきましては、町営住宅に住んでおられると同等に、生活場所が町営住宅から施設のほうに変わりますので、住宅扶助と生活扶助、これは保護費として出るような仕組みになっております。

そういう形で、若干内容につきまして違いますけども、扶助の関係につきましては、そういうことで保護費が支給されるというふうにご理解願いたいと思います。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） バスについては、検討していただけるということなんですけど、こんなこと言うたら私のほうがしつこいと言われるかもわかりませんが、先ほども言いましたように、通園バスの質問については今さら始まったことでもないし、保護者の要望も今さら始まったことではないんで、実現するしないは横へ置いとくにしても、何らかの努力、町としての努力はされるべきだし、どこまでのニーズがあるのかという把握は少なくともきちんとされるべきだし、保護者が送迎する苦勞もきちんと把握されるべきだと思うんですが、それだけ再度お答え願いたいと思います。

それで、生活保護費の中身については、もうちょっとお聞きしたいんですけど、この場で、また個別にお聞きをすることで、どちらにしろ、現実には家賃が払えなくなるというのが現実の問題で、私自身は、先ほども言いましたように、これは国の制度の矛盾だというふうに思うんで、本当は、私、町として国へ要望してほしいんですよ。その辺の矛盾について、現実には困っておられる方がおられるんで、その矛盾について、どうにかしてもらいたいという要望を、少しでも声をどこかで上げてもらいたいなという思いがあるんで、その

点について、再度お答え願いたいと思います。

○教育部長（井筒 匠） 議長。

○議長（谷本昌弘） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 先ほどのお答え、アンケートは、まず実施したいなと思います。

その内容によって、当然現場なり、あるいはPTAのお話を聞くとかというような機会も含めて、今後、そういう形で進めていきたいなというふうに思います。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 要望と申しますより、個々に、その方々によりましてパターンが違いますので、それにつきましては、中和福祉と協議をしながら考えてまいりたいというふうに思います。

○6番（池原真智子） はい。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） それでは、バスについても生活保護費についても、今、両部長お答えいただいたんで、その線に沿って取り組みをぜひお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷本昌弘） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷本昌弘

署 名 議 員

吉村亨訓

署 名 議 員

岡田康男